

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

飯能市長 新 井 重 治

記

- 1 令和 6 年度飯能市一般会計補正予算（第 8 号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 6 年 1 2 月 2 6 日

飯能市長 新 井 重 治

記

- 1 令和 6 年度飯能市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度飯能市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度飯能市の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 5, 6 3 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3, 6 1 9, 9 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		5,990,373	45,630	6,036,003
	1 国 庫 負 担 金	3,916,632	45,630	3,962,262
歳 入 合 計		33,574,278	45,630	33,619,908

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		3,067,310	45,630	3,112,940
	1 保 健 衛 生 費	1,326,363	45,630	1,371,993
歳 出 合 計		33,574,278	45,630	33,619,908

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,990,373	45,630	6,036,003
歳入合計	33,574,278	45,630	33,619,908

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
4 衛生費	3,067,310	45,630	3,112,940	45,630	0	0	0
歳出合計	33,574,278	45,630	33,619,908	45,630	0	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫負担金	95,093	45,630	140,723	1 保健衛生費負担金	45,630	1 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金 45,630
計	3,916,632	45,630	3,962,262			

3 歳 出

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 予防費	582,727	45,630	628,357	45,630	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	45,630	・ 予防接種事業（保健センター） 18. 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費
				45,630						45,630
計	1,326,363	45,630	1,371,993	45,630	0	0	0			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

一般会計